

## 福井県建設工事等随意契約心得

### 1 対象建設工事等

対象となる建設工事等は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が250万円以下の建設工事および100万円以下の設計等委託業務である。ただし、特命随意契約によるものを除く。

### 2 電子入札システムの使用

当該見積り合わせに係る見積依頼通知書、設計図書および設計図面の全部の写し（以下「設計図書等」という。）の送信、辞退届の提出および見積書の提出は電子入札システムを使用して行う。ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して辞退届の提出または見積書の提出を行うことができない者は、見積り合わせの手續きに支障がない限り、契約担当者の承認を得て、紙による辞退届または見積書の提出を行う。

### 3 設計図書等の送信等

設計図書等は電子入札システムにより送信するが、電子ファイルの容量が大きい場合は、郵送により設計図書等を送付する。

### 4 見積書の受付期間

見積書の受付期間は、見積依頼通知書を送付した翌日から見積り合わせを実施する日の前日の午後4時までとする。なお、見積書の提出後は、撤回、内容の修正または再提出することができないので注意すること。

### 5 見積りの辞退

見積依頼を受けた者は、見積書の受付期間に、電子入札システムで辞退届を提出することで、見積りを辞退することができる。なお、見積書の受付期間に見積書を提出しなかったときは、見積りを辞退したものとみなす。

### 6 契約の相手方の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を、契約の相手型と決定する。この場合において、契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して契約の相手方を決定するものとする。

### 7 次のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 福井県財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する見積り
- (2) 見積依頼通知を受けていない者が行った見積り
- (3) 設計額を超える金額をもって行った見積り

## 8 再度の見積り合わせ

見積り合わせにより予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、1回に限り、再度の見積り合わせを行うことがある。再度の見積書の受付期間は、見積参加者に対し再度の見積り合わせを行う旨の通知を発出した時から30分とする。

## 9 見積り合わせの取止め

次のいずれかに該当する場合には、見積り合わせを取止めるものとする。

- (1) 談合情報対応要領に定める談合があった場合もしくは談合の疑いがある場合または手続上の不備がある場合など、発注機関の長が公正な見積り合わせを維持することができないと認めた場合
- (2) 辞退等により見積り合わせの参加者が1人の場合
- (3) 再度の見積り合わせを実施しない場合
- (4) 不落随契を行わない場合